

平成 23 年 7 月 26 日

関係人 各位

更生会社株式会社武富士
管財人 小 畑 英 一

更生計画案付議決定のお知らせ（追加）

本更生手続におきましては、社債権者の一部から、東京地方裁判所に対し、更生会社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を作成することについての許可申立てがなされていましたが、東京地方裁判所は、平成 23 年 7 月 8 日付でこの申立てを却下する旨の決定をしました。

また、過払債権者の一部から、東京地方裁判所に対し、独自の更生計画案が提出されていましたが、東京地方裁判所は、平成 23 年 7 月 22 日付でこれを決議に付さない旨の決定をしました。

これにより、本更生手続におきましては、管財人が提出した更生計画案のみが決議に付されることになりましたので、ご報告申し上げます。

なお、管財人が提出した更生計画案の内容（弁済率の算定、資産の処分等）や、他の更生債権者が提出した上記の各更生計画案については、「更生計画案・投票・弁済に関する Q & A」に記載していますので、詳しくはそちらをご覧ください。

以上